



島根県報

平成16年10月29日 (金)
 第 1,620 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則	
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	(人 事 課) 2
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	(") 2
看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則	(医 療 対 策 課) 3
告 示	
広域連合の規約変更の許可	(市 町 村 課) 4
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課) 4
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課) 4
国土調査の指定	(用 地 対 策 課) 5
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課) 5
道路の供用開始	(") 6
河川区域の指定	(河 川 課) 7
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課) 7
有料公園施設における陸上競技用器具の基準額	(") 8
島根県営住宅条例の規定に基づき利便性に関する数値の一部改正	(建 築 住 宅 課) 9
道路の位置の指定	(") 9
公 告	
公共測量の終了	(用 地 対 策 課) 10
教委規則	
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(教 育 庁 総 務 課) 10
人委規則	
市町村合併に伴う関係規則の整備に関する規則	(人 事 委 員 会) 11
正 誤	
平成16年10月5日付け島根県報第1,613号中	(市 町 村 課) 12

公布された条例等のあらまし

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (規則第87号)

1 規則の概要

薬事法の施行に関する事務に係る保健所長の専決事項について、所要の改正を行うこととした。

2 施行期日

平成16年11月1日から施行することとした。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第88号)

1 規則の概要

平成16年11月1日における大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀屋町、同郡吉田村及び同郡掛合町の合併による雲南市の設置並びに益田市、美濃郡美都町及び同郡匹見町の合併による両町の益田市

への編入に伴い、位置、所管区域等に係る市町村等の名称を改正することとした。

2 施行期日

平成16年11月1日から施行することとした。

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (規則第89号)

1 規則の概要

修学資金の貸与対象者の就業機関を改正することとした。(第3条関係)

改 正 前	改 正 後
特例許可老人病院又は65歳以上の者の収容比率が100分の60以上の病院	65歳以上の者の収容比率が100分の60以上の病棟を有する病院
児童福祉法第27条第2項の規定により指定された国立療養所	児童福祉法第27条第2項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

2 施行期日等

公布の日から施行することとし、施行の日前に貸与の決定があった修学資金については、なお従前の例によることとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第87号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

別表第5 保健所の項第12号地方機関の長専決事項の欄に次のように加える。

(7) 法第39条第1項の規定により、高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可をすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県事務決裁規則別表第5 保健所の項第12号の(7)の規定の適用については、平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間は、同号の(7)中「法」とあるのは、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)附則第17条第2項の規定により同法第2条の規定の施行前に行うことができることとされる同条の規定による改正後の薬事法」とする。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第88号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則(平成15年島根県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項の表木次総務事務所の項中「大原郡木次町」を「雲南市」に、「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、同表益田総務事務所の項中「、美濃郡」を削る。

第40条第1項の表木次健康福祉センターの項中「大原郡木次町」を「雲南市」に、「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、同表益田健康福祉センターの項中「、美濃郡」を削る。

第41条第1項の表雲南福祉事務所の項中「大原郡木次町」を「雲南市」に改め、「、大原郡」を削り、同表西部福祉事務所の項中「美濃郡、」を削り、同条第2項の表東部福祉事務所の項の次に次のように加える。

雲南福祉事務所	雲南市
---------	-----

第42条第1項の表雲南保健所の項中「大原郡木次町」を「雲南市」に、「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、同表益田保健所の項中「、美濃郡」を削る。

第47条第1項の表出雲児童相談所の項中「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、同表益田児童相談所の項中「、美濃郡」を削る。

第53条第1項の表出雲知的障害者更生相談所の項中「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、同表益田知的障害者更生相談所の項中「、美濃郡」を削る。

第57条第1項の表木次農林振興センターの項中「大原郡木次町」を「雲南市」に、「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、同表益田農林振興センターの項中「、美濃郡」を削り、同条第5項の表木次農林振興センター農業普及部掛合地域農業普及部の項位置の欄中「飯石郡掛合町」を「雲南市」に改め、同項管轄区域の欄中「飯石郡」を「雲南市（三刀屋町、吉田町及び掛合町に限る。）、飯石郡」に改め、同条第8項の表中

「

飯石郡三刀屋町
飯石郡掛合町

」を「

雲南市

」に改める。

第65条第1項の表出雲家畜保健衛生所の項中「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、同表益田家畜保健衛生所の項中「、美濃郡」を削る。

第67条第1項中「大原郡木次町」を「雲南市」に改める。

第71条第1項の表松江水産事務所の項中「平田市」を「平田市、雲南市」に改め、「、大原郡」を削り、同表浜田水産事務所の項中「、美濃郡」を削る。

第79条第1項の表浜田市の項中「、美濃郡」を削る。

第85条第1項の表木次土木建築事務所の項中「大原郡木次町」を「雲南市」に、「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、同表益田土木建築事務所の項中「、美濃郡」を削り、同条第5項の表益田土木建築事務所工務部の項中「美濃郡匹見町」を「益田市」に改める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第89号

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸与規則（昭和37年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ウを次のように改める。

ウ 65歳以上の者の収容比率が100分の60以上の病棟を有する病院

第3条第1号オ中「国立療養所」を「独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に貸与の決定があった修学資金に係る修学資金の返還、返還債務の免除及び返還の猶予については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第1,071号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により平成16年10月20日付けで雲南広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合の規約の変更を許可したので、同条第2項の規定において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第5項の規定により告示する。

平成16年10月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,072号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年10月29日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 しあわせサービス	居宅介護支援事業所 しあわせサービス	八束郡美保関町大字北浦422-1	平成16年10月20日

島根県告示第1,073号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年10月29日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
簸川郡湖陵町大字差海1997
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び湖陵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,074号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6項第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成16年10月29日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成16年10月20日	浜田市	熱田町 地区	告示の日から平成18年3月31日まで

島根県告示第1,075号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する支庁土木建築事務所又は土木事業所において一般の縦覧に供する。

平成16年10月29日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する支庁、土木建築事務所又は土木事業所の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町山田行田112番1地先から同町山田後林1090番4地先まで	前	メートル 6.00 ~ 7.00	メートル 36.00	災害防除工事 拡幅
			後	9.50 ~ 18.00	36.00	
県 道	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町都万夕月941番1地先から同町都万字桂山1002番1地先まで	前	5.00 ~ 11.00	625.00	隠岐支庁 道路改良工事 拡幅
			後	5.00 ~ 47.00	600.00	
"	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町大久物井5番8地先から同町大久樋ノ口1番2地先まで	前	5.50 ~ 21.00	415.00	道路改良工事 拡幅
			後	14.00 ~ 60.00	399.00	
"	安来伯太日南線	安来市伯太町西母里1620番7地先から同525番2地先まで	前 A	10.00 ~ 19.00	1639.00	松江土木建築事務所 広瀬土木事業所 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
		安来市伯太町西母里1620番7地先から同525番2地先まで	後 A	10.00 ~ 19.00	1639.00	
		安来市伯太町西母里1620番7地先から同570番1地先まで	B	12.00 ~ 53.00	1948.00	

"	益田阿式線	益田市白上町イ731番1地先から同町イ731番2地先まで	前	22.00 ~ 25.00	5.00	益田土木建築事務所	不用物件発生	
			後	22.00	5.00		減幅 市道移管	
"	杉戸仁多線	飯石郡吉田村大字吉田字杉戸3855番1地先から同字313番1地先まで	前	A	4.20 ~ 20.50	132.00	木次土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 村道移管
				B	8.20 ~ 20.30	119.50		
			後	B	8.20 ~ 20.30	119.50		
"	斐川一畑大社線	平田市野石谷町字石堂平1214番8地先から同町字大入谷1209番5地先まで	前	13.00 ~ 20.00	40.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事	
			後	14.00 ~ 38.00	40.00		拡幅	
"	"	平田市野石谷町大入谷1211番5地先から同町字上石堂平1204番6地先	前	14.00 ~ 85.00	220.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事	
			後	35.00 ~ 110.00	220.00		拡幅	
"	出雲仁多線	出雲市野尻町字崎上460番2地先から同地先まで	前	7.00 ~ 12.00	16.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事	
			後	12.00 ~ 20.00	16.00		拡幅	
"	外園高松線	出雲市西園町351番1地先から同町317番1地先まで	前	7.00 ~ 12.00	23.50	出雲土木建築事務所	道路改良工事	
			後	11.00 ~ 12.00	23.50		拡幅	

島根県告示第1,076号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する支庁土木建築事務所又は土木事業所において一般の縦覧に供する。

平成16年10月29日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する支庁、土木建築事務所又は土木事業所の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町山田行田112番1地先から同町山田後林1090番4地先まで	メートル 36.00	平成16年10月29日		
県道	西郷都万五箇線	隠岐郡隠岐の島町北方瀬崎519番1地先から同町北方大坪240番1地先まで	1107.00	"		

"	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町都万夕月963番1地先から同町都万桂山1002番1地先まで	210.00	"	隠岐支庁
"	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町大久物井5番8地先から同町大久カイ2番2地先まで	254.00	"	
"	"	隠岐郡隠岐の島町東郷吉津41番4地先から同町東郷川尻18番1地先まで	350.00	"	
"	温泉津川本線	邇摩郡温泉津町井田大字井田イ792番1地先から同地先まで	91.00	"	
"	"	邇摩郡温泉津町福波大字福光八1399番2地先から同地先まで	46.00	"	川本土木建築事務所 大田土木事業所
"	"	邇摩郡温泉津町福波大字福光八1405番1地先から同大字八1407番1地先まで	74.60	"	
"	"	邇摩郡温泉津町福波大字福光八1407番1地先から同大字八1408番1地先まで	182.00	"	
"	"	邇摩郡温泉津町福波大字福光八1408番1地先から同大字八1409番1地先まで	66.80	"	
"	安来伯太日南線	安来市伯太町西母里1620番7地先から同町安田1714番1地先まで	226.00	"	松江土木建築事務所 広瀬土木事業所
"	掛合大東線	飯石郡三刀屋町大字多久和1373番1地先から同町大字上熊谷586番2地先まで	197.00	"	木次土木建築事務所
"	"	飯石郡三刀屋町大字上熊谷326番1地先から同大字204番5地先まで	76.00	"	
"	外園高松線	出雲市西園町351番1地先から同町274番地先まで	224.00	"	
"	斐川一畑大社線	平田市上岡田町1572番3地先から同市野石谷町字石堂平198番21地先まで	1365.00	平成16年11月1日	出雲土木建築事務所
"	"	平田市野石谷字石堂平1214番5地先から同町字上石堂平1203番1地先まで	369.00	"	

島根県告示第1,077号

一級河川斐伊川水系山佐川（山佐ダムに限る。）に係る河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号に規定する河川区域を次のように指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成16年10月29日

島根県知事 澄 田 信 義

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域とする。

「次の図面」は省略し、土木部河川課及び松江土木建築事務所広瀬土木事業所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第1,078号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画

を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成16年10月29日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
益田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
益田市中島町、中吉田町及び中須町
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第1,079号

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）別表第5の2の表陸上競技用器具の項に規定する知事が定める単位及び基準額を次のように定め、平成17年4月1日から施行する。

有料公園施設における陸上競技用器具の使用料の額（平成4年島根県告示第393号）は、廃止する。

平成16年10月29日

島根県知事 澄田信義

区 分	単 位	基 準 額
競技会に必要な用器具	1日1式につき	5,550円
やり	1日1本につき	70円
円盤	1日1個につき	70円
砲丸	1日1個につき	70円
ハンマー	1日1個につき	70円
スターティングブロック	1日1組につき	70円
ハードル	1日8台につき	170円
3,000メートルSC移動障害物	1日1式につき	170円
走高跳用支柱、バー及びバー止め	1日1組につき	170円
棒高跳用支柱、バー及びバー止め	1日1組につき	170円
走高跳用マット	1日1組につき	170円
棒高跳用マット	1日1組につき	170円
バー上げ器	1日1組につき	50円
バトン	1日1本につき	50円
投てき角度標識	1日1組につき	50円
投てき距離標識	1日1組につき	210円
走幅跳三段跳用距離標識	1日1組につき	210円
マラソン距離標識	1日1式につき	210円
マラソン用親時計	1日1個につき	580円
走高跳用高度計	1日1本につき	170円
棒高跳用高度計	1日1本につき	210円
ピストル（単発）	1日1個につき	70円
リボンロッド	1日1個につき	70円

ストップウォッチ	1日1個につき	170円
電気メガホン	1日1組につき	170円
ワイヤレスマイク	1日1組につき	170円
ハードル運搬車	1日1台につき	170円
テント	1日1式につき	850円

島根県告示第1,080号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に関する数値（平成16年島根県告示第291号）の一部を改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

島根県知事 澄 田 信 義

表の益田市の項中 「吉 田 高層耐火構造 6 階建 平成14 1.00」 を

吉 田	高層耐火構造 6 階建	平成14	1.00
仙 道	簡易耐火構造平家建	昭和52	0.90
		昭和53	
		昭和55	
山 陵	簡易耐火構造平家建	昭和51	0.90
川 東	簡易耐火構造平家建	昭和54	0.91
椎 ノ 木	簡易耐火構造平家建	昭和56	0.90

に改め、同表中

「 駅 南 中層耐火構造 3 階建 平成 5 1.00」 を

雲 南 市	上 郡	中層耐火構造 3 階建	昭和56	0.93
-------	-----	-------------	------	------

に改め、同表飯石郡掛合町の項及び美濃郡美都

町の項を削る。

島根県告示第1,081号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成16年10月29日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 道路の位置
簸川郡斐川町大字直江町3823 - 30
- 2 道路の幅員
6.0メートル
- 3 道路の延長
72.45メートル
- 4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、コンクリート可変側溝、コンクリートL型側溝、止めコンクリート及び境界プレートを設置して標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成16年10月22日 第4号

備考

別紙図面は、出雲土木建築事務所及び斐川町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、次の公共測量は、平成16年9月30日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成16年10月29日

島根県知事 澄田信義

1 作業種類

公共測量（骨格測量、調査測量、確定測量、工事測量、出来形測量）

2 作業期間

平成7年10月23日から平成16年9月30日まで

3 作業地域

出雲市中野町及び同市大津町の各一部

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月29日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県教育委員会規則第27号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第9の5中 「大東町立大東小学校」を同「雲南市立大東小学校」に改め、「平田市立平田小学校」を「平田市加茂町立加茂小学校」同「三刀屋小学校」に改め、「三刀屋町立三刀屋小学校」を「平田市立平田小学校」に改め、「大東町立大東中学校」を同「雲南市立大東中学校」に改め、「平田市立平田中学校」を「平田市立平田中学校」に改め、「木次町立木次中学校」を同「三刀屋中学校」に改め、「平田市立平田中学校」に改める。

別表第10中「匹見町立道川小学校」を「益田市立道川小学校」に、「大東町立」を「雲南市立」に、「木次町立温泉小学校」を「同 温泉小学校」に改め、「同 吉田小学校」を「同 田井小学校」に改め、「同 吉田中学校」を「同 塩津小学校」に改め、「同 吉田学校給食共同調理場」を「同 塩津小学校」に改め、「同 掛合町立波多小学校」を「同 塩津小学校」に改める。

別表第10中「匹見町立道川小学校」を「益田市立道川小学校」に、「大東町立」を「雲南市立」に、「木次町立温泉小学校」を「同 温泉小学校」に改め、「同 吉田小学校」を「同 田井小学校」に改め、「同 吉田中学校」を「同 塩津小学校」に改め、「同 吉田学校給食共同調理場」を「同 塩津小学校」に改め、「同 掛合町立波多小学校」を「同 塩津小学校」に改める。

に改め、「匹見町立匹見小学校」を「同 匹見小学校」に改める。

別表第10の2中「横田町立鳥上小学校」を「横田町立鳥上小学校 雲南市立中野小学校 同 松笠小学校 同 入間小学校」に改め、「同 西部学校給食共同調理場 三刀屋町立中野小学校 掛合町立松笠小学校 同 入間小学校」を

「同 西部学校給食共同調理場」に改める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

市町村合併に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成16年10月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第17号

市町村合併に伴う関係規則の整備に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給与の支給に関する規則 (昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表第 6 中 「 西郷教育事務所 」 を 「 隠岐教育事務所 」 に、

「 西郷警察署 西郷警察署磯駐在所 西郷警察署中条駐在所 西郷警察署東郷駐在所 西郷警察署布施駐在所 西郷警察署中駐在所 西郷警察署五箇駐在所 西郷警察署都万駐在所 」 を 「 隠岐の島警察署 隠岐の島警察署磯駐在所 隠岐の島警察署中条駐在所 隠岐の島警察署東郷駐在所 隠岐の島警察署布施駐在所 隠岐の島警察署中駐在所 隠岐の島警察署五箇駐在所 隠岐の島警察署都万駐在所 」 に、 「 美濃郡匹見町大字紙祖 」 を

「 益田市匹見町紙祖 」 に、 「 美濃郡匹見町大字匹見 美濃郡匹見町大字澄川 」 を 「 益田市匹見町匹見 益田市匹見町澄川 」 に改める。

(島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第 2 条 島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則 (昭和41年島根県人事委員会規則第23号) の一部を次のように改正する。

別表第14から別表第19までを次のように改める。

別表第14から別表第19まで 削除

別表第41及び別表第42を次のように改める。

別表第41及び別表第42 削除

別表第58中「大東町他九ヶ町村雲南病院組合」を「公立雲南総合病院組合」に改める。

別表第59を次のように改める。

別表第59 削除

別表第70を次のように改める。

別表第70 削除

別表第71中「石見町外六ヶ町村病院組合」を「邑智郡公立病院組合」に改める。

別表第73中「木次町外十ヶ町村雲南環境衛生組合」を「雲南環境衛生組合」に改める。

別表第74を次のように改める。

別表第74 削除

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

正

誤

平成16年10月5日付け島根県報第1,613号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から15	大字港町字港町字	大字港町字